

2015年3月12日

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「平成27年度食品安全委員会運営計画（案）」意見募集担当 御中

「平成27年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会

国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進する貴委員会の取り組みに敬意を表します。2014年度は、欧州食品安全機関（EFSA）など、海外の食品安全機関との情報交換・連携が進められ、機能強化が図られてきました。これらの積極的な取り組みを歓迎します。海外からの情報を効果的に収集し、日本のリスク評価に活かしていくことは、重要であると考えます。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成27年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、下記の意見とその理由を提出します。

記

1. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインをすみやかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して

食品健康影響評価を行うにあたっては、評価ガイドラインが整理され、公開されていることが重要だと認識しています。これまでに、「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」などの評価ガイドラインが策定されていますが、「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは未策定です。これらの評価ガイドラインを早急に策定してください。

2. すでに使用基準が設定されている食品添加物であっても、食品添加物として指定された時期が古く安全性のデータが不十分なものや、新たな科学的知見が得られたものについては、再評価を行うしくみを作ってください。

【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】 に関して

食品安全基本法の制定後は、食品添加物の指定にあたっては貴委員会によるリスク評価が行われ適正な管理が行なわれていると認識しています。しかしながら、同法が制定される前に指定された指定添加物や既存添加物の中には、安全性のデータが不十分なものが残されています。食品に使用する化学物質の適正な管理を推進し、食品の安全への消費者の理解を推進するために、根拠が不明な食品添加物のリスク評価が必要であると考えます。欧州食品安全機関（EFSA）では、すでに使用されている食品添加物等を再評価する取り組みを行っています。日本においても、国内外の情報をもとに再評価が必要なものを洗い出し、適切に評価していくしくみが必要だと考えます。

3. 「リスクコミュニケーションのあり方についての報告書」の取りまとめにあたって、パブリックコメントを募集してください。

【第1 平成27年度における委員会の運営の重点事項】 に関して

2014年度、貴委員会は、「リスクコミュニケーションのあり方に関する作業部会」（以下「作業部会」）を設置し、議論を行ってきました。当会は食品安全を向上させるためにリスクコミュニケーションの役割は大きいと考えており、貴委員会の取組みを注視して参りました。

「作業部会」では、近く報告書を取りまとめる予定ですが、現在のところ、この件についてのパブリックコメント募集は予定されていません。当会は、リスクコミュニケーションではさまざまな関係者が関わるのが大切だと考えています。そのため、とりまとめの過程に、国民が参加できるようパブリックコメントの募集をお願いします。

以上